

## 仔分（定率型）預託契約書

繁殖牝馬所有者\_\_\_\_\_（以下甲という）と受託者\_\_\_\_\_

（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の仔分預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

### 繁殖牝馬の表示

馬名	品種	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ			父	
				母	

#### （契約の目的）

第 1 条 甲は、本件繁殖牝馬を仔分けによる産駒生産目的のためその飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### （預託期間）

第 2 条 預託期間は 年 月 日から、 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれから何ら申出なきときは、本契約は従前と同一の条件で更新されたものとする。

3 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

4 やむを得ない事由があるときは、1ヶ月の猶予期間をもって解約することができる。

#### （乙の注意義務）

第 3 条 乙は、本件繁殖牝馬および産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理する。

(配合の決定)

第 4 条 本件繁殖牝馬に対する種牡馬の選定は、甲、乙協議のうえ行う。

2 種付料は甲の負担とする。

(産駒の所有権)

第 5 条 甲と乙は、産駒の所有権は第 6 条に定める割合による共有であることを確認する。

(産駒の分収率)

第 6 条 甲と乙は、産駒を第三者に販売し、その販売額から販売に要した費用を控除した残額を甲 50%、乙 50%の割合で分配することを合意する。

(産駒の販売)

第 7 条 甲と乙は、産駒の販売時期、販売方法（庭先または市場）および最低販売価格を協議し決定する。

2 前項の合意に従って、乙において産駒の販売を行う。

(届出の義務)

第 8 条 生産された産駒の血統登録、市場販売の各申込は乙が行う。

2 産駒の血統登録書は乙が保管する。

(報告義務)

第 9 条 乙は、本件繁殖牝馬または産駒に疾病または事故による損害が発生したときは、速やかに甲に報告し、獣医師の診断書の必要があるものは送付する。

ただし、軽微な疾病、傷害の場合には報告に及ばない。

(生産者賞の取扱)

第 10 条 生産された産駒によって中央競馬あるいは公営競馬において生じる生産牧場賞は乙が取得し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞は甲が取得する。

ただし、第 14 条の特約により乙が本件繁殖牝馬の所有権を取得したときは、その旨の届出をおこなったうえで、繁殖牝馬所有者賞を乙が取得する。

(保険加入)

第 1 1 条 本件繁殖牝馬および産駒の死亡等による損害を填補するため、甲は損害保険に加入する。

(管轄裁判所)

第 1 2 条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

(契約事項以外の協議)

第 1 3 条 本契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ円満に処理する。

(特約事項・特約の合意があったときに記載)

第 1 4 条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬の所有権を 年 月無償で譲渡する。

年 月 日

甲 委託者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_

乙 受託者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
TEL \_\_\_\_\_